

## 田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1 田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金(以下「補助金」という。)は、農業者の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により、地域産業の発展を図るため、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に定める農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)が借入れた資金に対して、利子補給金を交付するものとする。その交付については、田原市補助金交付要綱及びこの交付要綱に定めるところによる。

(補助対象資金)

第2 第1の規定により利子補給を行う資金は、令和元年度までの農業経営基盤強化資金(農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達)第3に定める資金)とする。

(補助対象者)

第3 利子補給対象者は、第2に規定する資金を借入れた本市に住所を有する認定農業者とする。

2 利子補給金の交付を希望する認定農業者は、農業経営基盤強化資金の借入申込み時に農業経営基盤強化資金利子補助対象者承認申請書(第1号様式)を、融資機関を經由して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは内容を審査し、利子補給対象者として適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子補給補助対象者承認書(第2号様式)を、融資機関を經由して認定農業者(以下「認定者」という。)に交付するものとする。

(利子補給率、利子補給補助金額)

第4 補助金の額は、それぞれの利子補給対象者ごとに1月1日から12月31日までの期間内に払込期日の到来した利息の合計額を償還利率で除して得た額に、それぞれの利子補給率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

ただし、期間中の利息には、遅延損害金及び違約金は含まないものとする。

2 前項で規定する利子補給対象者ごとに適用する利子補給率は、株式会社日本政策金融公庫の貸付利率(平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号(株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)2に規定する利率)から財団法人農林水産長期金融協会利子補給率及び実質金利(償還期限及び財政融資資金金利(株式会社日本政策金融公庫が財政融資資金から約定期間20年(うち据置期間3年)で借り入れる資金の利率をいう。以下同じ。)の区分に応じて定められた借入時の金利)を差し引いた率とする。

ただし、県と市の利子補給の負担割合はそれぞれ2分の1とするが、市の負担については、借入後の利子補給率累計で1%までとする。

| 償還期限  | 財政融資資金金利      | 実質金利                         | 利子補給率                                                |
|-------|---------------|------------------------------|------------------------------------------------------|
| 20年以上 | 2.0%未満        | 財政融資資金金利                     | (貸付利率—<br>財団法人農林<br>水産長期金融<br>協会利子補給<br>率—実質金利)      |
|       | 2.0%以上 5.0%未満 | 2.0%                         |                                                      |
|       | 5.0%以上 6.5%未満 | 2.5%                         |                                                      |
|       | 6.5%以上        | 3.0%                         |                                                      |
| 20年未満 | 2.0%未満        | 最優遇金利又は財政融資資金金利の<br>いずれか低い利率 | ただし、田原市<br>の負担について<br>は、借入後の利子<br>補給率累計で<br>1%までとする。 |
|       | 2.0%以上 5.0%未満 | 最優遇金利又は 2.0%のいずれか低<br>い利率    |                                                      |
|       | 5.0%以上 6.5%未満 | 最優遇金利又は 2.5%のいずれか低<br>い利率    |                                                      |
|       | 6.5%以上        | 最優遇金利又は 3.0%のいずれか低<br>い利率    |                                                      |

(注) 最優遇金利とは、財政融資資金からの約定期間に応じた借入金利(据置期間なし)に0.15%を加えた金利(ただし、長期信用銀行(長期信用銀行と合併した普通銀行を含む。)3行の5年物利付債券クーポンの平均値を下限とする。)をいう。

3 市長は補助金の額を確認するため、利子補給対象者の償還状況等について株式会社日本政策金融公庫及びその受託機関に照会することができる。

(補助金の交付申請)

第5 認定者は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書(第3号の1様式)を指定された期日までに市長に提出するものとする。

なお、融資機関が認定者からの委任を受けて申請する場合は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書(第3号の2様式)に利子補給明細書(第4号様式)、利子補給計算書(第5号の2様式)を添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の利子補給補助金交付申請書を受理したときは市税を完納していること等内容を審査し、適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付決定通知書(第6号の1様式)を、委任を受けた融資機関からの申請には農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付決定通知書(第6号の2様式)を速やかに認定者に交付する。

(補助金の交付)

第7 第6の交付決定を受けた認定者は、補助金の交付決定後、農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書(第7号の1様式)を、融資機関が委任を受けて申請する場合は農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書(第7号の2様式)を指定された期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は前項の交付請求書に基づき、補助金を速やかに申請者に交付するものとする。  
(申請手続の委任)

第8 認定者は、第5及び第7に規定する補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限を農業経営基盤強化資金の借入申込みを行った融資機関に委任し、融資機関が認定者からの委任を受けてまとめて行うことができるものとする。  
(報告及び調査)

第9 市長は利子補給を行う農業経営基盤強化資金について必要があると認めるときは、融資機関に対し報告を求め、当該貸付資金に関する融資機関の帳簿書類を調査することができる。  
(補助金の終期)

第10 補助金の終期については、補助対象者の借入後の利子補給率累計で1%までを補助するまでとする。  
ただし、新規受付については令和元年度までとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成15年8月20日から施行する。
- 2 廃止された田原町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱及び赤羽根町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の規定によりされた手続、承認その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた手続、承認その他の行為とみなす。ただし、利子補給率については、従前利率を適用する。
- 3 田原町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

(附 則)

- 1 この要綱は平成17年10月1日から適用する。  
(渥美町の編入に伴う経過措置)
- 2 渥美町の編入日前に渥美町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(附 則)

この要綱は平成19年6月25日から適用する。

(附 則)

この要綱は平成20年10月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

農業経営基盤強化資金利子補助対象者承認申請書

年 月 日

田原市長 殿

(金融機関：

經由)

住 所

氏 名

(電 話)

農業経営基盤強化資金の借入に係る田原市農業経営基盤強化資金利子補助事業実施期間中の利子補助金の交付を受けたいので、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第3の2の規定により、下記のとおり申請します。

記

農業経営基盤強化資金貸付内容

|        |                                         |       |       |
|--------|-----------------------------------------|-------|-------|
| 貸付決定番号 | ※                                       | 借入金額  | ※     |
| 貸付決定日  | ※                                       | 貸付実行日 | ※     |
| 償還方法   | 元金均等・元利均等                               | 償還利率  | ※     |
| 償還期限   | 年 月 日                                   | 据置期限  | 年 月 日 |
| 償還日    | 毎月 日あるいは 月 日・ 月 日・ 月 日<br>月 日・ 月 日・ 月 日 |       | 年 回   |
| 取扱金融機関 | 農業協同組合（銀行・信用金庫） 支店                      |       |       |

(注) ※は金融機関で記入します。償還利率は公庫貸付利率から農山漁村振興基金の利子補給率を差し引いた利率になります。

添付書類

金融機関が発行する償還年次表

第2号様式

農業経営基盤強化資金利子補給補助対象者承認書

年 月 日

住 所  
氏 名 様

田原市長

年 月 日付けの申請については、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第3の3の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

(1) 利子補給番号

(2) 利子補給率 % (うち県利子補給率 %)

※[ただし、年経過以降は % (うち県利子補給率 %)]

[ただし、年経過以降は % (うち県利子補給率 %)]

2 利子補給対象資金

|        |                     |      |  |
|--------|---------------------|------|--|
| 貸付決定番号 |                     | 貸付金額 |  |
| 償還期限   | 年 月 日               | 償還利率 |  |
| 取扱金融機関 | 農業協同組合 (銀行・信用金庫) 支店 |      |  |

2 利子補給金請求手続き

田原市農業経営基盤強化資金利子補助事業実施期間中は、利子補助金を受け取ることができますので、別紙「申請手続き」のとおり手続きを行ってください。

別紙

## 田原市農業経営基盤強化資金利子補給金申請手続き

### 1 交付申請書の提出

利子補給金は、1月1日から12月31日までの期間内に支払った利息の合計額（期間内の繰上繰償還に係る利息も含む。遅延損害金及び違約金は含まない。）が対象ですので、毎年2月10日までに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書（様式第3号の1様式又は第3号の2様式）に、取扱金融機関で残高等に相違がないことの証明を受けた利子補給計算書（様式第5号様式）を添付し、田原市農政課へ提出してください。

### 2 交付請求書の提出

交付決定後、指定する期日までに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書（第7号の1様式又は第7号の2様式）を提出してください。

### 3 利子補給金の支払い

利子補給金は、4月末日までに支払います。なお、交付申請書又は請求書の提出がない場合は利子補給金を支払うことができませんので注意してください。

### 4 申請等の委任

利子補給金の申請及び請求等の手続きは、農業経営基盤強化資金の借入金融機関に委任することができます。手続きを委任する場合は、速やかに金融機関に委任状（第8様式）を提出してください。

### 5 住所、氏名等の変更について

住所及び経営移譲等による債務者名の変更並びに貸し付け条件の変更（償還猶予等）をした場合は速やかに連絡してください。

第3号の1様式

年度田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

住 所

氏 名

(電 話)

年度の農業経営基盤強化資金利子補給補助金の交付を受けたいので、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

金

円

2 添付書類

利子補給金計算書



第3号の2様式

年度田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

住 所

金融機関名

代表者名

(電話)

年度の農業経営基盤強化資金利子補給補助金の交付を受けたいので、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

金

円

2 添付書類

利子補給明細書

利子補給計算書

第6号の1様式

年 月 日

住 所  
氏 名 様

田原市長

年度農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付決定について

年 月 日付けの申請については、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第6の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

利子補給補助金交付決定額

金 円

(利子補給番号 )

第6号の2様式

年 月 日

住 所  
氏 名 様

田原市長

年度農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付決定について

年 月 日付けの申請については、田原市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第6の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 利子補給補助金交付決定額  
金 円
- 2 交付決定の内容  
別紙「利子補給明細書」のとおり

第7号の1様式

農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日

田原市長

殿

住 所  
氏 名  
(電 話)

下記の金額を請求します。

記

金 円

ただし、年 月 日付けで交付決定のあった農業経営基盤強化資金利子補給補助金

|       |             |  |    |
|-------|-------------|--|----|
| 金融機関名 | 農協（銀行・信用金庫） |  | 支店 |
| 口座番号  | 普通・当座       |  |    |
| 口座名義  |             |  |    |

第7号の2様式

農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日

田原市長

殿

住 所

金融機関名

代表者名

(電話)

下記の金額を請求します。

記

ただし、年 月 日付けで交付決定のあった農業経営基盤強化資金利子補給補助金